基準日 令和 5年 7月 1日現在

有料老人ホーム重要事項説明書

施設名	ベストライフ東村山Ⅱ
定員・室数	80 人 ・ 76 室

有料老人ホームの類型・表示事項

類 型	介護付(一般型)
サ付登録の有無	無
居住の権利形態	利用権方式
利用料の支払方式	選択方式
入居時の要件	混合型(自立含む)
介護保険の利用	特定施設入居者生活介護(一般型)
居 室 区 分	定員1~2人(親族のみ対象)
介護に関わる職員体制	3:1以上

1 事業主体

	7,	$\overline{}$	- I'T'										
						法人等	の種別			怪	営利法	人	
名					称	フリカ゛ナ		カフ	*シキカ)	ストライフト	ウキョウ	
						名 称		株式	弋会社	生ベスト	・ライ	フ東京	
<u> </u>	たるこ	車 教	マ 可に <i>の</i>)所名	다 ##	〒 1	56-0054						
土./	(C Q) =	尹孜	י ולל ד	ノ / / 11	E JU			東京都世田名	谷区 核	妥丘四 丁	「目16	番9号	
連		2	絡		先	電 話	番号	•		03-8	5451-3	3530	
圧		,	中口		ノレ	ファック	クス番号	-		03-8	5451-3	3531	
ホ	1	ム	~	1	ジ								
代	表	者	職	氏	名	役職名	代表取締	行役		氏名	赤澤	優	
設	立.	-	年	月	日		令和1年11月22日						
主	な	-	事	業	等		介護付有料老人ホーム運営・居宅介護支援事業						

事業主体が東京都内で実施する介護保険制度による指定介護サービス

介護サービスの種類	箇所数	主な事業所の名称	 所在地
<居宅サービス>	III//12/	0. 4.76/71 - HT1	,/ 12
訪問介護	1	ベストライフ西国立訪問介護事業所	立川市羽衣町1-19-31
訪問入浴介護	なし	バストライラ四国立の向升後事業別	五川川初秋町11931
訪問看護	なし		
訪問リハビリテーション	なし		
居宅療養管理指導	なし		
通所介護	なし		
通所リハビリテーション	なし		
短期入所生活介護	なし		
短期入所療養介護	なし		
特定施設入居者生活介護	32	ベストライフ高幡	日野市高幡190-1
福祉用具貸与	なし		7.17 11.11.41.11.
特定福祉用具販売	なし		
		-	
定期巡回・随時訪問介護・看護	なし	Γ	
夜間対応型訪問介護	なし		
地域密着型通所介護	なし		
認知症対応型通所介護	なし		
小規模多機能型居宅介護	なし		
認知症対応型共同生活介護	なし		
地域密着型特定施設入居者生活介護	なし		
地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	なし		
複合型サービス (看護小規模多機能型居宅介護)	なし		
居宅介護支援	1	ベストライフ西国立居宅介護支援事業所	立川市羽衣町1-19-31
<居宅介護予防サービス>			
介護予防訪問入浴介護	なし		
介護予防訪問看護	なし		
介護予防訪問リハビリテーション	なし		
介護予防居宅療養管理指導	なし		
介護予防通所リハビリテーション	なし		
介護予防短期入所生活介護	なし		
介護予防短期入所療養介護	なし		- ma Labera
介護予防特定施設入居者生活介護	30	ベストライフ高幡	日野市高幡190-1
介護予防福祉用具貸与	なし		
介護予防特定福祉用具販売	なし		
<地域密着型介護予防サービス			
介護予防認知症対応型通所介護	なし		
介護予防小規模多機能型居宅介護	なし		
介護予防認知症対応型共同生活介護	なし		
介護予防支援	なし		
/ A=# /ロ PA+/==TA <			
<介護保険施設>			
介護老人福祉施設	なし		
介護老人福祉施設 介護老人保健施設	なし		
介護老人福祉施設			

2 事業所概要

	尹オ	ミガナ代	人女																
					フリカ	゛ナ				へ" スト	ライフ	ヒカ゛	シムラヤ	マツー					
名				称	A	升								·ШП	r		•••••		
					名	称				\ \ \ \)	1 /	果们	ј јш п	Į.				
금드		+		地	〒	189-	0022												
所		在		地				車	京都東村	tili#	評	口田	T 3-1	2-40					
						T 7	, H	/N.	VIV. EID VIC. 1	р п,									
連		絡		先	電	活	号 号				()42	-390	-782	¦ 1				
进		小口		ノロ	ファ	ックフ	く番号				()42	-390	-782	22				
ホ		<i>A</i>	~°	<u> </u>	なし														
-					なし														
介言	護 保	険 事	業月	所番 号					第1	3727	025	561	号						
管	理	者	職	氏 名	役職	タ 答:	理者				氏名	<u>,</u>	吉原		也				
_				•	又机	11 6.	生但												
事	業界	射 始	年	月日					f	介和	2	年	9 月	1	目				
届	出	年	J	目					ŕ	う 和	2	年	6 月	12	H				
												-							
曲:	出上	の開	設 ^在	1月日					ŕ	介和	2	牛	9 月	1	日				
4.1.	±.17.⊐n	. .	اء مدا	~ ^ ~#	新規指	定年	月日 (右	纫回)	ŕ	う 和	2	年	9 月	1	目				
特別	ヹ施設	人居	者生	活介護	指定の			•						31		子	で		
																ょ	_		
介部	隻 予防	i			新規指	定年	月日(花	纫回)	ŕ	介和	2	年	9 月	1	日				
	と施設		生活	介護	指定の	有効!	胡間		4	2 和	8	年	8 E	31	H	ま	で		
<u> </u>								- يومين		• 4.H	U	Γ-	U /1	91	H	6	`		
							泉「東村		西口										
					·徒歩	16分(約	約1,280	m)											
事	業所・	~ D	アク	カセス	•西武	バス東	大和35	「東大	和市駅 / 1	亍、立	35	立	川駅	北口	行勇	東重			
	,,					武バス東大和35「東大和市駅」行、立35「立川駅北口」行 乗車 り2分「廻田」下車 徒歩8分(約640m)													
						52分・20日 十二													
							到形「四	[[图]]	扒 円口	此少.	LO 次	ノ (ボ	IJ1,U ²	ŧUIII)	'				
施記	殳・設	備等	の状	:況															
					権利	形能	_	_	抵当権	:]	なし	,							
旉	敷 地		地			0.554	00 2	157 — 16		5, 0									
					面	積	3,754.	02 m											
	_	_	_	_	権利	形態	賃賃	*借	抵当権		なし	_			_		_	_	
						延床面積 2,995.64 ㎡ うち有料老人ホーム分 2,860.14 ㎡													
							4,990.	υ4 III								υ.14	111		
					竣]	二日			7	乙 成	18	年	10	月 7	日				
7=	韭			物						+#	上		3	階		地下	0	階	
_	_			123	階	数	> 11	- 101 -let 1										-	
							りち種	料老力	、ホームタ	分 地	1上		3	階		地下	0	階	i
					構造	耐	火建築	物	建築物	用途	区/	分		老丿	しホー	-A,	診療	所	
					併設加		なし		(•)
					DLb女 別				(
<i>1</i> =	壬代口	+ +11 4	4	HIII THI	7-11-11-1	, 扌	叉約期間	- 目	平成19	9年2	月1	日	~	\sim	令表	和9年	1月3	1日	
	責貸借	了尖术	J (/)	陇 妛	建物		自動更新	折	あり	(*)/世	家生	22約月	年毎					
					relate			/1 (~/ /	(/•	刀目	> / >							
					階	定員	室数						面積						
					2階	1人	36		18	.00	m²		_	_	18	3.00	m²		
-	쿤.			#	-, p														
厅				室		2人	2		29	.96	m²			<u> </u>	33	.62	mť		
					3階	1人	36		18	.00	m^2		~	\sim	18	00.8	m^2		
						2人	2			.96	m²					.62	m²		
					1766				∠9	.00	111			±	აა	.04	m²		
_	一時	介	護	室	階	定員	室数				_		面積						
	L-1	<u>را</u>	нZ								m²			~			m²		
					L	便が	ŕ_	全室	あり		_	_							
						洗 面	ī	全室	あり										
						浴 室		な											
足	字 巾	1 D	武	備等		暖房設		全室											
	± 1	1 0)	以	ин च		返 <i>乃</i> 図 話回》		全室		/ 記	罢夕	自	本江		担も	夂白			١
																	4m 3 /	∀ ⊬	
					テレビ	テンア	ア端子	全室	めり	(設)	直谷	•自、	がな	乙尖 术	リとや	r金貝	担も行	台 目)
主	Ļ	司	便	所		1 箇							(女共	用)
	4.	<u></u>	V.	<u></u>	個	浴:	2		大浴	槽:		1			機械	浴:		1	
	n. 1	司	浴	室			の共用	なし											7
羊	۱ ۲	•				י אבואי	ハガm	/ 1	/ (,

食堂	兼用 なし ()
上	併設施設との共用 なし ()
その他の共用施設	あり (機能訓練室、洗濯室、健康管理室)
エレベーター	あり 2 基
消 防 設 備	自動火災報知設備: あり 火災通報装置: あり スプリンクラー: あり
緊急呼出装置	居室: あり 便所: あり 浴室: あり 脱衣室: あり

3 従業者に関する事項

従業者に関する事項							
種別の従業者の人数及	びその勤	務形態					
① 有料老人ホームの	職員の人	.数及びそ	の勤務形	態			
職種 実人数	常	勤	非常	常勤	合計	常勤換算	 兼務状況 等
和() 关八妖	専従	非専従	専従	非専従		人数	水场水化 寺
管理者 (施設長)		1人			1人	0.5人	介護職員
生活相談員		2人			2人	1.0人	介護職員·計画作成担当者
看護職員:直接雇用 看護職員:派遣	3人	1人	1人	••••••	5人	4.3人	機能訓練指導員
介護職員:直接雇用 介護職員:派遣	13人	3人	10人		26人	17.6人	管理者·生活相談員 事務員
機能訓練指導員		1人			1人	0.5人	看護職員
計画作成担当者		1人			1人	0.4人	生活相談員
栄養士		I	I				l
調理員				業者業	務委託		
事務員		1人			1人	0.5人	介護職員
その他従業者							
② 1週間のうち、常	勤の従業	者が勤務	すべき時	間数		32 時間	ı
③-1 介護職員の資	 {格						
変ね。延べ	常	·勤	非常	常勤			
資格 人数	専従	非専従	専従	非専従	1		
介護福祉士	3人	1人	4人				
実務者研修	2人	1人	1人		1		
介護職員初任者研修	3人		4人		1		
介護支援専門員					1		
たん吸引等研修(不特定)					1		
たん吸引等研修(特定)					/		
資格なし	5人	1人	1人				
③-2 機能訓練指導	真の資格	<u> </u>	I		<u>/</u>		
変ね。延べ	常	·勤	非常	常勤			
資格 人数	専従	非専従	専従	非専従	1		
理学療法士					1		
作業療法士					1		
言語聴覚士					1		
看護師又は准看護師		1人			1		
柔道整復師					1		
あん摩マッサージ指圧師					/		
はり師又はきゅう師							
③-3 管理者(施設	長)の資	 ·格			介	護福祉士	
④ 夜勤・宿直体制			<u>l</u>		· · ·	· · · ·	
配置職員数が最も少	ない時間	帯	19 時	00 分	~ 翌	7 時 00	
上記時間帯の職員配			介護職員		 以上	看護職員	

⑤ 特定施設入居者生	活介護	の従業	美者の)	人数等			①と同	じのため記	入省略	
職種 実人数		常勤			非常剪	ħ	合計	常勤換算		状況
	専領	色 非	丰専従	専衍	É J	丰専従		人数	邢伤	11/1/L
生活相談員										
看護職員										
介護職員										
機能訓練指導員										
計画作成担当者										
⑤-1 介護職員の資	译格					3)-1と	同じのため	記入省略	
資格 延べ		常勤			非常萬	t)				
人数	専領	自 非	丰専従	専従	É J	丰専従				
介護福祉士							1			
実務者研修							1			
介護職員初任者研修							1			
介護支援専門員							1			
たん吸引等研修 (不特定)										
たん吸引等研修 (特定)							/			
資格なし										
⑤-2 機能訓練指導	算員の資	資格		•		3)-2 	同じのため	記入省略	
資格 延べ		常勤			非常勤	t)				
人数	専領	自 非	丰専従	専従	É J	丰専従				
理学療法士										
作業療法士										
言語聴覚士										
看護師又は准看護師										
柔道整復師										
あん摩マッサージ指圧師							_			
はり師又はきゅう師										
⑤-3 看護職員及び	バ介護 職	裁員 1	人当た	り(常	勤換算	算)の利	利用者数	ζ	2.3	人
従業者の職種別・勤続年	数別人	.数(4	本事業原	近におり	ける勤	続年数	()			
勤続 職種	看護	職員	介護	職員	生活	相談員	機能調	訓練指導員	計画作品	成担当者
年数	常勤	非常勤	常勤	非常勤	常勤	非常勤	常勤	非常勤	常勤	非常勤
1年未満	2人		4人	9人						
1年以上3年未満			3人		1人					
3年以上5年未満			2人							
5年以上10年未満	2人	1人	5人		1人		1人		1人	
10年以上			2人	1人						
合計	4人	1人	16人	10人	2人		1人		1人	

4 サービスの内容

4 サービスの内容											
提供了	ナるサービス										
食	事の提供サー	・ビス			あり (委託)						
食	事介助サービ	゛ス			あり						
入	浴介助サービ	゛ス			あり						
排	せつ介助サー	・ビス			あり						
居	室の清掃・洗	濯サー	- ビス等家	事援助サービス	あり						
相	談対応サービ	`ス			あり						
-	康管理サービ		ぎ期的な健	康診断実施)	あり						
	<u>薬</u> 管理サービ			ACD PIOCAE	あり						
/404	ベース / 				なし						
_		l			¥7						
	期的な安否 認の方法			i(各居室、室内トイレ 安否確認を実施(食事	、共用トイレ、脱衣室、浴室)、 時等必要に応じて)						
			可能な で的ケア	胃ろう、在宅酸素、バ	バルーン、MRSA、人工肛門、インスリン						
	施設で対応で きる医療的ケ アの内容		相談	鼻腔栄養、IVH、がん	空栄養、IVH、がん末期、人工透析、気管切開						
			不可								
	V) (1) (1)			っては対応できない場 により、上記医療的ケ							
医	 療機関との連	 [推 • 忆	3.力								
	が協民といた	1)75 M	名称	一般社団注人 巨樹	の会 所沢明生病院						
			所在地								
			月1土地		6095(約3.6km/車で約9分)						
	協力医療機関(1)		協力の内	_宏 形成外科、脳神経外	消化器内科、循環器内科、外科、整形外科、 科、呼吸器外科、消化器外科、循環器外科、 器科、リハビリテーション科、放射線科、麻酔科 急時対応						
			名称	 特別医療法人社団 愛有会 久米川病院							
			所在地								
	協力医療機関(2)			(診療科目) 内科、消化器内科、 代謝内科、内視鏡P 容 肛門外科、整形外科 放射線科、リハビ! (協力内容)	内科、消化器内科、循環器内科、糖尿病内科、内分泌内科、 代謝内科、内視鏡内科、外科、呼吸器外科、乳腺外科、 肛門外科、整形外科、皮膚科、泌尿器科、皮膚科、眼科、 放射線科、リハビリテーション科						
			名称		会 さつきクリニック						
	協力医療機関(3)		所在地								
			協力の内	(診療科目)	内科 (協力内容)						
			名称	医療法人社団正聖会	会 聖和歯科クリニック						
			所在地								
	協力歯科医療機関		協力の内	(診療科目)	歯科 (協力内容)						

※協力医療機関は変更になる場合があります。

極別機能訓練加算	介護保険加算サービス	 <等	
看取り介護加算 あり 医療機関連携加算 あり おり (III) かき職員処遇改善加算 あり (III) 介護職員等特定処遇改善加算 あり (II) 介護職員等ペースアップ等支援加算 あり (II) 介護職員等ペースアップ等支援加算 あり (II) 入居継続支援加算 なし 生活機能向上連携加算 あり 本生性認知症入居者受入加算 あり 本年性認知症入居者受入加算 あり 本年性認知症入居者受入加算 あり 本日性認知症入居者受入加算 あり 本日性認知症入居者受入加算 あり 中腔衛生管理体制加算 あり 中腔衛生管理体制加算 あり 中腔衛生管理体制加算 あり 上記・業の力・決・表の力・では、必要がある。 「中華 政・提供 あり 本日 上記・表の方式を表していましていましていましていましていましていましていましていましていましていま	個別機能訓練加算		なし
医療機関連携加算	夜間看護体制加算		あり
認知症専門ケア加算	看取り介護加算		あり
サービス提供体制強化加算	医療機関連携加算		あり
 	認知症専門ケア加強	—————————————————————————————————————	なし
 	サービス提供体制	強化加算	あり(Ⅲ)
 介護職員等ベースアップ等支援加算 たし テクノロジーの導入(入居継続支援加算関係) なし 生活機能向上連携加算 あり 若年性認知症入居者受入加算 あり ADL維持等加算 市場生管理体制加算 口腔衛生管理体制加算 口腔・栄養スクリーニング加算 退院・退所時連携加算 人員配置が手厚い介護サービスの実施 短期利用特定施設入居者生活介護の算定 利用者の個別的な選択によるサービス提供 適営懇談会の開催 力医者の人数が少ないなどのため実施しない場合の代替措置 自費によるショートステイ事業 本し 入居の条件 歴療的ケア ア介護度 自立〜要介護5 医療的ケア アクラン、在宅酸素、パルーン、MRSA、人工肛門、インスリン、認知症 可 	介護職員処遇改善	加算	あり(I)
入居継続支援加算 なし 生活機能向上連携加算 あり 若年性認知症入居者受入加算 あり ADL維持等加算 あり 科学的介護推進体制加算 あり 口腔衛生管理体制加算 あり 口腔・栄養スクリーニング加算 あり 退院・退所時連携加算 あり 人員配置が手厚い介護サービスの実施 なし 短期利用特定施設入居者生活介護の算定 不可 利用者の個別的な選択によるサービス提供 あり 運営懇談会の開催 あり 入居者の人数が少ないなどのため実施しない場合の代替措置 自費によるショートステイ事業 入居に当たっての留意事項 年齢 概ね60歳以上 要介護度 自立〜要介護5 医療的ケア 胃ろう、在宅酸素、バルーン、MRSA、人工肛門、インスリン 認知症 可	介護職員等特定処	遇改善加算	あり(II)
テクノロジーの導入 (入居継続支援加算関係) なし 生活機能向上連携加算 あり 者年性認知症入居者受入加算 あり AD L 維持等加算 あり 科学的介護推進体制加算 あり 口腔衛生管理体制加算 あり 心院・退所時連携加算 あり 人員配置が手厚い介護サービスの実施 なし 短期利用特定施設入居者生活介護の算定 不可 利用者の個別的な選択によるサービス提供 あり 運営懇談会の開催 あり 人居者の人数が少ないなどのため実施しない場合の代替措置 自費によるショートステイ事業 入居に当たっての留意事項 年齢 概ね60歳以上 要介護度 自立〜要介護5 医療的ケア 胃ろう、在宅酸素、バルーン、MRSA、人工肛門、インスリン 認知症 可	介護職員等ベース	アップ等支援加算	あり
	入居継続支援加算		なし
若年性認知症入居者受入加算 あり	テクノロジーの導	入 (入居継続支援加算関係)	なし
ADL維持等加算 あり 科学的介護推進体制加算 あり 口腔・栄養スクリーニング加算 あり 退院・退所時連携加算 あり 人員配置が手厚い介護サービスの実施 なし 短期利用特定施設入居者生活介護の算定 不可 利用者の個別的な選択によるサービス提供 あり 運営懇談会の開催 あり (年 2 回予定) 人居者の人数が少ないなどのため実施しない場合の代替措置 自費によるショートステイ事業 内居に当たっての留意事項 年齢 概ね60歳以上 要介護5 医療的ケア 胃ろう、在宅酸素、バルーン、MRSA、人工肛門、インスリン 認知症 可	生活機能向上連携	加算	あり
科学的介護推進体制加算 あり 口腔・栄養スクリーニング加算 あり 退院・退所時連携加算 あり 退院・退所時連携加算 あり 人員配置が手厚い介護サービスの実施 なし 短期利用特定施設入居者生活介護の算定 不可 利用者の個別的な選択によるサービス提供 あり (年 2 回予定) 入居者の人数が少ないなどのため実施しない場合の代替措置 自費によるショートステイ事業 なし 入居に当たっての留意事項 年齢 概ね60歳以上 要介護度 自立〜要介護5 医療的ケア 胃ろう、在宅酸素、バルーン、MRSA、人工肛門、インスリン 認知症 可	若年性認知症入居		あり
口腔衛生管理体制加算 あり 口腔・栄養スクリーニング加算 あり 退院・退所時連携加算 あり 人員配置が手厚い介護サービスの実施 なし 短期利用特定施設入居者生活介護の算定 不可 利用者の個別的な選択によるサービス提供 あり 運営懇談会の開催 あり (年 2 回予定) 人居者の人数が少ないなどのため実施しない場合の代替措置 すなし 人居に当たっての留意事項 概ね60歳以上 要介護度 自立〜要介護5 医療的ケア 胃ろう、在宅酸素、バルーン、MRSA、人工肛門、インスリン 認知症 可	ADL維持等加算		あり
口腔・栄養スクリーニング加算 あり 退院・退所時連携加算 あり 人員配置が手厚い介護サービスの実施 なし 短期利用特定施設入居者生活介護の算定 不可 利用者の個別的な選択によるサービス提供 あり (年 2 回予定) 入居者の人数が少ないなどのため実施しない場合の代替措置 自費によるショートステイ事業 なし 入居に当たっての留意事項 年齢 概ね60歳以上 要介護度 自立〜要介護5 医療的ケア 胃ろう、在宅酸素、バルーン、MRSA、人工肛門、インスリン 認知症 可	科学的介護推進体質	制加算	あり
退院・退所時連携加算	口腔衛生管理体制	加算	あり
人員配置が手厚い介護サービスの実施 なし 短期利用特定施設入居者生活介護の算定 不可 利用者の個別的な選択によるサービス提供 あり 運営懇談会の開催 あり (年 2 回予定) 入居者の人数が少ないなどのため実施しない場合の代替措置 するし 入居に当たっての留意事項 年齢 概ね60歳以上 要介護度 自立〜要介護5 医療的ケア 胃ろう、在宅酸素、バルーン、MRSA、人工肛門、インスリン 認知症 可	口腔・栄養スクリ	ーニング加算	あり
短期利用特定施設入居者生活介護の算定 不可 利用者の個別的な選択によるサービス提供 あり 運営懇談会の開催 あり (年 2 回予定) 入居者の人数が少ないなどのため実施しない場合の代替措置 なし 入居に当たっての留意事項 年齢 概ね60歳以上 要介護度 自立~要介護5 医療的ケア 胃ろう、在宅酸素、バルーン、MRSA、人工肛門、インスリン 認知症 可 可	退院・退所時連携		あり
利用者の個別的な選択によるサービス提供 あり (年 2 回予定)	人員配置が手厚い。	介護サービスの実施	なし
運営懇談会の開催 あり (年 2 回予定) 入居者の人数が少ないなどのため実施しない場合の代替措置 自費によるショートステイ事業 なし 入居に当たっての留意事項 年齢 概ね60歳以上 要介護度 皮療的ケア 目立〜要介護5 医療的ケア 胃ろう、在宅酸素、バルーン、MRSA、人工肛門、インスリン 別知症 認知症 可	短期利用特定施設。	入居者生活介護の算定	不可
入居者の人数が少ないなどのため実施しない場合の代替措置 自費によるショートステイ事業 なし 入居に当たっての留意事項 年齢 概ね60歳以上 要介護度 自立〜要介護5 医療的ケア 胃ろう、在宅酸素、バルーン、MRSA、人工肛門、インスリン 認知症 可 可	利用者の個別的な選択	マによるサービス提供	あり
自費によるショートステイ事業 なし 入居に当たっての留意事項 年齢 概ね60歳以上 要介護度 自立〜要介護5 入居の条件 医療的ケア に変めたア に変し、 では、 では、 では、 では、 では、 では、 では、 では、 では、 では	運営懇談会の開催		あり (年 2 回予定)
入居に当たっての留意事項 年齢 概ね60歳以上 要介護度 自立〜要介護5 入居の条件 医療的ケア 胃ろう、在宅酸素、バルーン、MRSA、人工肛門、インスリン 認知症 可	入居者の人数が少ない	などのため実施しない場合の代替措置	
年齢 概ね60歳以上 要介護度 自立〜要介護5 入居の条件 置ろう、在宅酸素、バルーン、MRSA、人工肛門、インスリン 認知症 可	自費によるショートス	ペテイ事業	なし
要介護度自立〜要介護5入居の条件匿療的ケア胃ろう、在宅酸素、バルーン、MRSA、人工肛門、インスリン認知症可	入居に当たっての留意事	項	
入居の条件 医療的ケア 胃ろう、在宅酸素、バルーン、MRSA、人工肛門、インスリン 認知症 可		年齢 概ね60歳以上	
		要介護度 自立~要介護5	
	入居の条件	医療的ケア 胃ろう、在宅酸素、	バルーン、MRSA、人工肛門、インスリ
		認知症 可	
その他 共同生活を円滑に過ごせる方		その他 共同生活を円滑に過	ごせる方
身元引受人等の条 件、義務等 り元引受人・返還金受取人をそれぞれ一名定めて頂きます。身元引受人は 利用料等の支払いについて入居者と連帯して責任を負うことになります。 また入居契約が解約された時に、入居者を引き取ることになります。		身元引受人・返還金受取人をそれ 利用料等の支払いについて入居者	いぞれ一名定めて頂きます。身元引受人は そと連帯して責任を負うことになります。
利用期間 3泊4日から7泊8日		利用期間 3泊4日から7泊8日	
体験入居 1泊2日税別10,400円(税込11,440円) 宿泊費・食費・介護サービス費・共用施設利用料として	体験入居		サービス費・共用施設利用料として
その他 介護保険は適用外となります。			なります。
入院時の契約の取扱 ・居室利用権は継続されます。 い ・費用負担については月額利用料表のとおり			4表のとおり

やむを得ず身体拘束 を行う場合の 手続

入居契約書第7条四号により、介護サービスの提供に当たっては、入居者の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束その他入居者の行動を制限する行為を行いません。ただし、緊急やむを得す身体拘束を行う場合は、あらかじめ非代替性、一時性、切迫性の3つの要件についてそれぞれ検討のうえ、その経過及び結果を記録するとともに、利用者本人や家族に対して、身体拘束の内容、目的、理由、拘束の時間帯、期間等をできる限り詳細に説明し、十分な理解を得るよう努めます。実施に当たっては、身体拘束に関する態様及び時間、その際の利用者の心身の状況、緊急やむを得なかった理由を記録し、利用者本人、身元引受人及び監督官庁の求めにより閲覧に応じます。また、緊急やむを得すのよりでである。また、緊急やむを得ない場合」に該当するかどうかを常に観察、再検討し、要件に該当しなくなった場合には直ちに解除することとします。

(事業者からの契約解除)※入居契約書第28条より

事業者は、入居者が次の各号のいずれかに該当し、かつ、そのことが本契約を これ以上将来にわたって維持することが社会通念上困難と認められる場合に、 本契約を解除することがあります。

- 一 入居契約書等に虚偽の事項を記載する等の不正手段により入居した時
- 二 月額利用料その他の支払いを正当な理由なく、2ヶ月以上遅滞する時
- 三 入居契約書第20条(禁止又は制限される行為)の規定に違反した時
- 四 入居者の行動が、本人又は他の入居者又は事業者の役員及び職員の生命 又は健康に危害を及ぼす恐れがあり、かつ入居者に対する通常の介護方法 ではこれを防止することができない時
- 五 四の原因が認知症等、特別の身体状況によるものであり、環境が整えば継続的に施設介護が可能であると判断出来た場合には身元引受人と相談の上、認知症受け入れ可能な施設へ移動できる場合がある
- 六 建物及びその付帯設備を故意又は重大な過失により破損、滅失せしめた時
- 七 入居者又はその家族・身元引受人・返還金受取人等関係者による、事業者の 役員及び職員や他の入居者等に対するハラスメントにより、入居者との信頼 関係が著しく害され事業の継続に重大な支障が及んだ時
- 2 前項の規定のうち、第一号から第五号に基づく契約の解除の場合は、事業者は次の各号の手続きによって行います。
- 一 本条第1項第一、三、四、五号によって契約を解除する場合には、契約解除の 通告について90日の予告期間をおく
- 二 本条第1項第二号(料金支払いの遅滞)によって契約を解除する場合には、 契約解除の通告について90日の予告期間をおく
- 三 前号の通告に先立ち、入居者及び身元引受人等に弁明の機会を設ける
- 四 解除通告に伴う予告期間中に、入居者の移転先の有無について確認し、 移転先がない場合には入居者や身元引受人等と協議し、移転先の確保 について協力する
- 3 本条第1項第四号によって契約を解除する場合には、事業者は前項に加えて 次の各号の手続きを行います。
- 一 医師の意見を聴く
- 二 一定の観察期間をおく

(入居者からの解約)

入居者は、事業者に対して、少なくとも30日前に書面による解約の申し入れを行う ことにより、本契約を解除することが出来ます。

- 2 入居者が前項の解約届を提出しないで居室を退去した場合には、事業者が 入居者の退去の事実を知った日の翌日から起算して30日目をもって、本契約 は解約されたものと推定します。
- 3 契約終了日(居室明け渡し日)の2ヶ月後の月末に、事業者は前払金の返還を 行うものとします。
- 4 契約解除の申し出による退去で、申し出月の退去または申し出月翌月の退去 の際の賃料、管理費、業務委託費は月の途中退去等に関わらず1ヶ月分を いただきます。
- 5 予告期間のない契約解除の場合、申し出月以後1ヶ月分の賃料、管理費、 業務委託費をいただきます。

事業者からの 契約解除

要介記	護時における居室の	住み替えに関する事項
_	時介護室への移動	なし
	判断基準・手続	なし
	利用料金の変更	なし
	前払金の調整	なし
	従前居室との仕様 の変更	なし
そ	の他の居室への移動	あり あり
	判断基準・手続	認知症等、特別な身体状況により、その居室にて介護が不可能になったと事業者が判断した場合、当施設内で専用居室を移動していただくことがあります。この場合、一定の観察期間を設け、医師の意見を聴いた上で、入居者本人及び身元引受人、それぞれの同意を得て、住み替えていただきます。この際、追加費用は発生しません。但し、入居者及び身元引受人からの申し出の場合、理由の如何に関わらず、入居されていた居室の解約手続きを行った上で、新たな居室の入居手続きを行う必要があります。この際、別途費用が発生します。
	利用料金の変更	あり
	前払金の調整	なし
	従前居室との仕様 の変更	あり
提	携ホーム等への転周	子 あり
	判断基準・手続	入居者の都合により、当社の運営する他施設への移動を希望される場合、居室が空いていれば可能です。但し、退去の手続きを行った上で、新たに移動先施設の入居契約手続きが必要です。この際、移動先施設の前払金が別途に必要となります。また、移動前の施設の返還金の返還は、退去手続きが完了した月の2ヶ月後の月末に返還されます。認知症等、特別な身体状況により、適切な介護サービス提供のため、当社の運営する他施設へ移動していただくことがあります。この場合、一定の観察期間を設け、医師の意見を聴いた上で、入居者本人及び身元引受人、それぞれの同意を得て、住み替えていただきます。この時、新たな前払金は発生しませんが、月額利用料及び利用システム、サービス等は住み替え先のものが適用されます。
	利用料金の変更	あり (移動先の施設により変更)
	前払金の調整	なし
	従前居室との仕様 の変更	あり (移動先の施設により変更)

苦	吉情対応窓口								
	窓	口の名称1	ベストライフ東村山Ⅱ 管理者						
		電話番号	042-390-7821						
		対応時間	9:00 ~ 18:00 (月曜日から日曜日)						
	窓	口の名称2	株式会社ベストライフ東京						
		電話番号	03-5451-3530						
		対応時間	9:00 ~ 18:00 (土、日、祝祭日除く)						
	窓	口の名称3	株式会社ベストライフ 生活相談室						
		電話番号	03-5908-2020						
		対応時間	9:30 ~ 18:30 (土、日、祝祭日除く)						
	窓	口の名称4	東京都国民健康保険団体連合会 苦情相談窓口専用						
		電話番号	03-6238-0177(直通)						
		対応時間	9:00 ~ 17:00 (土、日、祝祭日除く)						
賠信	賠償責任保険の加入								
利是	用者	音等の意見を把握す	る体制、第三者による評価の実施状況等						
	ア	ンケート調査、意見	B箱等利用者の意見等を把握する取組 あり						
	東	京都福祉サービス第	写三者評価の実施 なし 結果の公表 なし						
	そ	の他機関による第三	E者評価の実施 なし 結果の公表 なし						

5 入居者

5	人店有													
介記	護度別·年齢別入居者数	平均	均年齢	•	90.4	歳		入月	舌者数	合計:		5	7 人	
	年齢 介護度	自立	要支援	爱1 要	支援2	要	介護1	要	介護2	要介	護3	要分	介護4	要介護5
	65歳未満											1	1人	
	65歳以上75歳未満													
	75歳以上85歳未満		1人				1人		1人	2人		1	1人	2人
	85歳以上	1人	2人		5人]	10人		6人	7년		1	3人	4人
	合計	1人	3人		5人]	11人		7人	9人		1	5人	6人
入人	居継続期間別入居者数													
	入居期間	6月未		以上 未満	1年以 5年未		5年以 10年未		10年以 15年末		年以	上	í	合計
	入居者数	6人		6人	29)		11人	,	4人		1人		5	57人
男	女別入居者数	男性:	-	17	人		女性:		4	40 人				
入人	苦率(一時的に不在となっ	ってい	る者を	含む。)		71	%	(定員	員に対	する	入月	居者数)
直流	近1年間に退去した者の <i>)</i>	人数とヨ	理由											
	理由		人	数				理	由				人数	ζ
	自宅・家族同居)他の福 転居	祉施	設•高齢	者住宅				5人
	介護老人福祉施設(特別養護 老人ホーム)へ転居				3人	医療	寮機関へ	の入	.院					4人
	介護老人保健施設へ転居	2人			2人	死亡			18人					
	介護療養型医療施設へ転居				8人	その)他							
	他の有料老人ホームへ転居						退步	言者	数合計					22人

6 利用料金

O	们用作业								
入	居準備費用	なし		円					
	明内細訳								
	支払日・支払方	法							
	解約時の返還								
敷	文金 なし								
	金額			円 ※退去	寺に滞納家賃	賃及び居室の	原状回復費月	用を除き全額	返還する。
家	家賃及びサービスの対価								
							(内訳)		
	プランの名	称	前払金	月額利用料	家賃	管理費	介護費用	食費	光熱水費
	Aタイプ プラ	ンa	0円	税別178,330円 税込184,730円	103,330円 (非課税)	税別20,000円 税込22,000円		税別55,000円 税込59,400円	別途
	Aタイプ プラ	ンb	200万円	税別155,000円 税込161,400円	80,000円 (非課税)	税別20,000円 税込22,000円		税別55,000円 税込59,400円	別途
	Bタイプ プラ (1名入居)		0円	税別272,920円 税込279,320円	197,920円 (非課税)	税別20,000円 税込22,000円		税別55,000円 税込59,400円	別途
	Bタイプ プラ (1名入居)	-	400万円	税別226,250円 税込232,650円	151,250円 (非課税)	税別20,000円 税込22,000円		税別55,000円 税込59,400円	別途
	Bタイプ プラ (2名入居)		0円	税別347,920円 税込360,720円	197,920円 (非課税)	税別40,000円 税込44,000円		税別110,000 円 税込118,800 円	別途
	Bタイプ プラ (2名入居)		400万円	税別301,250円 税込314,050円	151,250円 (非課税)	税別40,000円 税込44,000円		税別110,000 円 税込118,800 円	別途

		前払金:専用居室・共用施設の家賃相当額の一部
		A タイプ プラン b 月額単価($103,330$ 円 $-80,000$ 円) ×想定居住期間(60 $_{\it F}$ 月) + (想定居住期間を超えて契約が継続する場合に備えて受領する額※)により算出 B タイプ プラン d 月額単価($197,920$ 円 $-151,250$ 円)×想定居住期間(60 $_{\it F}$ 月) + (想定居住期間を超えて契約が継続する場合に備えて受領する額※)により算出
		(月額単価の説明)
		当該施設の設備に要した費用、管理事務費、地代に相当する額等を基礎とし、近傍同種の受 託家賃から算定される額として月額家賃相当額を設定
		(想定居住期間の説明)
		当社運営施設の平均入居期間
		5年の実日数(うるう年毎に1日加算します。) ・(公社)全国有料老人ホーム協会入居者基金約4万人データより (男女比率3:7、入居時(男性)81歳、(女性)84歳、想定入居期間7年) ・当社実績値(男女比率3:7、男性入居時年齢81.3歳、平均入居期間3.8年、女性入居時年齢84.2歳、平均入居期間4.9年、男女混合平均入居期間4.6年) 上記値を踏まえ想定居住期間を5年の実日数と設定
k		※前払金には想定居住期間を超えて契約が継続する場合に備えて受領する額が含ま
各料		れています。 Aタイプ プランb 200万円=前払金140万円+想定居住期間を超えて契約が継続する場合に備
金		Aクイノ ノブブロ 200万円 一前払金140万円 下芯足居住期間を超えて契約が秘税する場合に備えて受領する額60万円
の内訳		Bタイプ プランd 400万円=前払金280万円+想定居住期間を超えて契約が継続する場合に備 えて受領する額120万円
•		(想定居住期間を超えて契約が継続する場合に備えて受領する額の説明)
明細		当社既存施設運営実績より、前払金合計金額の30%相当額と算定
ηщ	家賃	賃料:近隣家賃及び立地条件を勘案し算定
	管理費	管理部門に関わる経費及び共用施設・設備の維持管理費
	介護費用	生活サポート費 月額税別20,000円(税込22,000円) (自立の方、要介護認定を受けていない方で希望される場合のみ) 生活サポートの主な内容:居室清掃、洗濯等 ※介護保険サービスの自己負担額は含まない。
		朝食 円・昼食 円・夕食 円 間食 円
		1日当たり 税別800円(税込864円)× 30日で積算
		業務委託費 税別31,000円 (税込33,480円) など
	食費	※食費の消費税は、8%となります(軽減税率適用)。 (食事をキャンセルする場合の取扱いについて)
		※1日三食ともお召し上がりにならない場合に限り1日分の食材費は発生致しません。 尚、食事を召し上がらない場合は2日前までに事務員に申し出て下さい。
	光熱水費	専用居室内の光熱水費は別途実費負担(個別メーターによる)
短	豆期利用	1日当たり 円 利用料の 算出方法
 _		

前	払金の取扱い	
	支払日・ 支払方法	入居前一括納入
	償却開始日	入居日の翌日
	返還対象とし	あり 前払金の30%
	ない額	位置づけ
		返還金=前払金×70%÷(想定居住期間の日数)×(想定居住期間-入居期間)
	契約終了時の 返還金の算定 方式	※想定入居期間は5年間の実日数とします(うるう年毎に1日加算します)。 ※退去による前払金の返還は、契約終了日(居室明け渡し日)の2ヶ月後の月末 に返還とします。 ※契約を解除し退去した時点で返還金算定式により返還金が算定されます。
		期間:3ヶ月 起算日:入居した翌日
	短期解約(死 亡退去含む) の返還金の算 定方式	プランb、dは、入居日の翌日から起算して三月以内に契約解除の申し出があった場合(死亡退去を含む)、前払金から、(前払金×70%の1ヶ月相当額を30で除した額)×(入居日から契約終了日までの日数)に相当する額を控除した額を返還します。又、既に受領済みの月額利用料は入居日(未入居の場合は入居予定日)から契約終了日(居室明け渡し日)までの利用料を控除した額を返還します。介護保険1~3割負担金額は利用日分の日割計算となります。契約解除の申し出は、書面によるものとします。退去による前払金の返還は、契約終了日(居室明け渡し日)の2ヶ月後の月末に返還とします。
	返還期限	契約終了日から 3ヶ 日以内
	保全措置	前払金保全措置は、株式会社ベストライフ東京を委託者、株式会社山田エスクロー信託を受託者、目的施設入居者を受あり 保全先: 益者とする信託保全契約を締結しています。この信託契約により保全金額に相当する部分が保全されます(プランa、cは非該当となります)。
	その他留意事 項	未入居のまま解約された場合、入居予定日の翌日が前払金償却の起算日となります。
月	額利用料の取扱	\`\
	支払日・ 支払方法	毎月27日までに次月分を納入(入居者宛に費用項目と明細をつけて毎月中旬に請求し、銀行口座から自動引落します)。 施設はこれに基づき銀行口座から自動引落します(または、指定口座の振込も可)。
	その他留意事 項	行事費 月額1,000円 使途:レクリエーション費用等の一部として(係る費用の積立金含む) ※上記、各費用(行事費、生活サポート費)は三月以内の契約解除の場合でも 返還されません。 ※管理費、食費、生活サポート費に消費税が課税されます。

介護保険サービスの自己負担額

※要介護度に応じて利用料の1割(一定以上所得の場合2~3割)を負担する。

(30日換算・自己負担1割の場合	(30日換質	• 白己 白 田	1 割の場合`
------------------	--------	----------	---------

224 I.L		_
甲位	•	ш
+ 12		1 1

介護度	介護報酬	自己負担額
要支援 1	58,312	5,832
要支援 2	99,644	9,965
要介護 1	172,375	17,238
要介護 2	193,521	19,353
要介護3	215,949	21,595
要介護 4	236,455	23,646
要介護 5	258,562	25,857

加算の種類	算定	備考
個別機能訓練加算	なし	
夜間看護体制加算	あり	要介護のみ
看取り介護加算	あり	対象者のみ
医療機関連携加算	あり	対象者のみ
認知症専門ケア加算	なし	
サービス提供体制強化加算	あり(Ⅲ)	
入居継続支援加算	なし	
生活機能向上連携加算	あり	
若年性認知症入居者受入加算	あり	対象者のみ
ADL維持等加算	あり	
科学的介護推進体制加算	あり	
口腔衛生管理体制加算	あり	
口腔・栄養スクリーニング加算	あり	対象者のみ
退院•退所時連携加算	あり	対象者のみ
介護職員処遇改善加算	あり(I)	
介護職員等特定処遇改善加算	あり(Ⅱ)	
介護職員等ベースアップ等支援加算	あり	

利用者の個別的な選択による生活支援サービス利用料 一部有料(サービスごとの料金は一覧表のとおり)

料金改定の手続

人件費、物価の変動等に基づき、入居者及び身元引受人の意見を聴いて改定します。

【料金プランの一例】

最も一般的・標準的なプランについて記入すること。

	17 3 4
^ -	
プランの名称	
ノフ ノ(1)治療	
7 7 7 W	

Aタイプ プランb

畄	付	Н

			単位:円
入居準備費用	敷金	前払金	月額利用料
		200万円	税別155,000円 税込161,400円

※利用者の個別的な選択による生活支援サービス利用料及び介護保険サービスの自己負担額は含まない。

7 入居希望者等への事前の情報開示

入居契約書の雛形	入居希望者に交付	財務諸表の要旨	入居希望者に公開
管 理 規 程	入居希望者に交付	財務諸表の原本	入居希望者に公開
事業収支計画書	入居希望者に公開	その他開示情報	なし

添付書類: 介護サービス等の一覧表

東京都有料老人ホーム設置運営指導指針との適合表

月額利用料表

重要事項説明書及び一覧表・適合表の各項目 について説明を受け、理解しました。						説明年月日 令和 説明者職・氏名	年	月	目_
	令和	年	月	日		職			
署名				印_		氏名			即_

東京都有料老人ホーム設置運営指導指針との適合表

	指針項目		該	当に	.0		備考
安	定的・継続的な居住の確保のための項目						
1	有料老人ホーム事業の継続を制限する恐れのある抵 当権が設定されていないか。	適合				不適合	
2	借地・借家の場合、入居者の居住の継続を確実なものとするため、指針4(3)から(5)までに定めるすべての要件を満たしているか。	適合	•	不適合		非該当	
緊	急時の安全確保のための項目						
3	有料老人ホーム(児童福祉施設等)の建物として建築 基準法第7条第5項に規定する検査済証が交付されて いるか。	適合		•		不適合	
4	耐火建築物又は準耐火建築物であるか。	適合				不適合	
5	各居室・各トイレ・浴室・脱衣室のすべてにナースコール等緊急呼出装置を設置しているか。	適合		•		不適合	
6	【収容人員(従業員含む。)10人以上の施設】 消防署に届け出た消防計画に基づき避難訓練を実施 しているか。	適合		不適合		非該当	
7	消防法施行令に定める消防用設備(スプリンクラー設備等)を設置し、消防機関の検査を受けているか。	適合				不適合	
入	居者の尊厳を守り、心身の健康を保持するための項目						
8	各居室は界壁により区分されているか。	〇 適合				不適合	
9	各居室の入居者1人当たりの面積は壁芯13㎡以上であるか。	適合				不適合	
10	すべての居室の定員が1人又は2人(配偶者及び3親 等以内の親族を対象)であるか。	適合				不適合	
11	入居時及び定期的に健康診断を受ける機会を提供し ているか。	適合		•		不適合	
12	緊急時にやむを得ず身体拘束等を行う場合は、記録を 作成することが決められているか。	適合				不適合	
入	居者の財産を保全するための項目						
13	前払金について、規定された保全措置を講じている か。	適合	•	不適合	•		前払金保全措置は、株式会社ベストライフ東京を委託者、株式会社山田エスクロー信託を受託者、 目的施設入居者を受益者とする信託保全契約を 締結しています。この信託契約により保全金額に 相当する部分が保全されます(プランa、cは非該 当となります)。
14	前払金について、全額を返還対象としているか。 (初期償却0の場合のみ「適」とする。)	適合		〇不適合	•	非該当	初期償却率: 30%(プランb、d) 初期償却率0の月払い方式(プランa、c)も用意しています。
15	入居した日から3か月以内の契約解除(死亡退去含む) の場合については、既受領の前払金の全額(実費を除 く。)を利用者に返還することが定められているか。	適合	•	不適合		非該当	

- ※ 開設日前にあっては見込みで記入し、実際の状況については備考欄に記入すること。※ 不適合の項目については、その具体的な状況、指針適合に向け検討している内容及び改善の期限を原則として明記し、代替措置がある場合はその内容についても記入すること。

介護サービス等の一覧表

	(自	立)	(要	支援、要介護 I ~	~ II)		(要介護Ⅲ~V)		
介護を行う場所	護を行う場所専用介護居室			専用介護居室		専用介護居室			
	月額利用料に含むサービス	その都度徴収す るサービス	介護保険給付に 含むサービス	月額利用料に含 むサービス	その都度徴収す るサービス	介護保険給付に 含むサービス	月額利用料に含 むサービス	その都度徴収す るサービス	
介護サービス									
○巡回									
・昼間 9時~17時	_	-	必要に応じて	_	-	必要に応じて	_	-	
· 夜間 ~	必要に応じて		必要に応じて	-		必要に応じて	_	_	
○食事介助	_	-	食事の都度一部介 助	-	-	食事の都度全面介 助	-	-	
○排泄								-	
・排泄介助	_	-	トイレでの排泄の 都度一部介助	_	-	毎日4回及び随時 全面介助	_	_	
・おむつ交換	_	-	就寝時装着し、起 床時着脱及び随時 対応	-	-	就寝時装着し、起 床時着脱及び随時 対応	-	-	
・おむつ代	_	実費	-	_	実費	-	_	実費	
○入浴					<u></u>				
・清拭	_	_	体調不良により入 浴できない場合	_	-	体調不良により入 浴できない場合	_	_	
・一般浴介助	_	_	週2回入浴時介助	-	_	週2回入浴時介助	_	_	
・特浴介助	-	-	週2回入浴時介助	-	-	週2回入浴時介助	-	-	
○身辺介助									
• 体位交换	_	-	-	-	-	毎日4回及び随時 おむつ交換	-	-	
・移乗、移動介助	_	_	杖又は歩行器で移 動を介助	_	-	車椅子での移動を 介助	_	-	
・衣類の着脱	_	_	毎日朝・夜及び必 要時に一部介助	_	_	毎日朝・夜及び必 要時に全面介助	_	-	
・整姿整容	_	-	毎日朝・夜及び入 浴時に一部介助	-	-	毎日朝・夜及び入 浴時に全面介助	-	-	
○機能訓練	_	_	身体状況に応じた 訓練	-	-	身体状況に応じた 訓練	-	_	
○通院の介助									
・協力医療機関	適宜	_	適宜	_	_	適宜	_	_	
• 協力医療機関以外	-	同行(送迎)、付き 添い介助 ※(実費)	-	-	同行(送迎)、付き 添い介助 ※(実費)	-	-	同行(送迎)、付き 添い介助 ※(実費)	
○付き添い	_	協力外医療機関へ の同行(送迎)、付 き添い介助 ※(実費)	-	-	協力外医療機関へ の同行(送迎)、付 き添い介助 ※(実費)	-	-	協力外医療機関へ の同行(送迎)、付 き添い介助 ※(実費)	
○緊急時対応									
・オンコール	*24時間対応 (1日4回)	-	*24時間対応 (1日4回)	-	-	*24時間対応 (1日4回)	-	-	
生活サービス									
○家事									
• 居室清掃	☆週1回	_	週1回		_	週1回	_	_	
• 洗濯	☆週2回	-	週2回	_	_	週2回	_	_	
・リネン交換	☆週1回		週1回			週1回			
○配膳・下膳	状態により食事の 都度	_	状態により食事の 都度	_	-	状態により食事の 都度	_	_	
・入居者の嗜好に 応じた特別な食事	治療食の提供 (看護師、医師の 指示による)	-	-	治療食の提供 (看護師、医師の 指示による)	-	-	治療食の提供 (看護師、医師の 指示による)	-	
・おやつ	_	-	_	-	-	_	-	-	
○理美容		実費	_	_	実費	_	_	実費	
〇代行		<u> </u>					<u> </u>	<u> </u>	
・買物 (通常の利用区域)	☆月2回	-	月2回	-	-	月2回	-	-	
・買物 (上記以外の区域)	_	-	-	-	-	-	-	_	
・役所手続き	_	_	_	-	_	_	_	_	
・金銭・貯金管理	_	_	_	-	_	_	_	_	

		ļ		4	,				,	
0	生活相談	生活相談員により 随時	_	生活相談員により 随時	-	-	_	生活相談員により 随時	-	<u> </u>

ピ ス 等 の 覧 表

	(自	立)	(要	支援、要介護 I ~	-П)	(要介護Ⅲ~V)			
介護を行う場所	専用介護居室			専用介護居室		専用介護居室			
	月額利用料に含 むサービス	その都度徴収す るサービス		月額利用料に含 むサービス	その都度徴収す るサービス	介護保険給付に 含むサービス	月額利用料に含 むサービス	その都度徴収す るサービス	
健康管理サービス									
• 健康診断	-	年2回 (健康診断料は実費)	-	_	年2回 (健康診断料は実費)	-	-	年2回 (健康診断料は実費)	
• 健康相談	看護師による相談	医師による相談 (往診時、実費)	看護師による相談	_	医師による相談 (往診時、実費)	看護師による相談	_	医師による相談 (往診時、実費)	
• 生活指導、 栄養指導	看護師による指導	-	看護師による指導	_	_	看護師による指導	_	_	
・医師の往診		医療保険制度で支 給される以外の費 用は入居者負担	-	_	医療保険制度で支 給される以外の費 用は入居者負担	-	_	医療保険制度で支 給される以外の費 用は入居者負担	
・生活リズムの記録 (排便・睡眠等)	_	_	身体記録表への 記録	—	_	身体記録表への 記録	_	_	
入退院時、入院中の サービス									
•医療費		医療保険制度で支 給される以外の費 用は入居者負担	-	_	医療保険制度で支 給される以外の費 用は入居者負担	_	_	医療保険制度で支 給される以外の費 用は入居者負担	
・移送サービス	協力医療機関への 同行(送迎)	協力外医療機関へ の同行(送迎)、付 き添い介助 ※(実費)	協力医療機関への 同行(送迎)	-	協力外医療機関へ の同行(送迎)、付 き添い介助 ※(実費)	協力医療機関への 同行(送迎)	-	協力外医療機関へ の同行(送迎)、付 き添い介助 ※(実費)	
・入退院時の同行 (協力医療機関)	適宜	_	適宜	_	_	適宜	_	-	
・入退院時の同行 (協力医療機関以外)		同行(送迎)、付き添 い介助 (実費)	_		同行(送迎)、付き添 い介助 (実費)	_	_	同行(送迎)、付き添 い介助 (実費)	
・入院中の洗濯物 交換、買物	_	_	_	_	_	_	_	_	
・入院中の見舞い訪問	適時	_	適時	_	—	適時	_	_	
その他のサービス									
・駅への送迎	_	_	_	_	_	_	_	_	

[※]実際のサービスは、ご利用者の希望に基づき、計画作成担当者が作成した特定施設サービス計画によって行います。 上記の表はあくまでもサービスの項目であり、実際にどのような介護をどの程度ご利用になるかは、計画作成担当者と相談の うえ、決定してください。

- ※上記の表に記載する以外の追加料金の発生はありません。 ※介護保険給付サービスの料金は、厚生労働省の定めた告示によります。
- ※☆印は別途生活サポートをご利用になった場合に提供されるサービスです。
- *オンコール対応1日4回は目安です。状況により適時対応いたします。